

仕 様 書

1 業務名

堺市博物館受付キャッシュレス決済導入業務

2 業務目的

堺市博物館の施設利用者等のサービス向上のため、同館での施設利用者等によるグッズ、冊子等の購入代金の支払いにおいて、クレジットカード、コード決済によるキャッシュレス決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）を導入する。

3 履行場所

(1) キャッシュレス決済の導入場所及び設置台数

設置場所の名称	住所	台数
堺市博物館	堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁（大仙公園内）	1 台

(2) キャッシュレス決済の履行場所

受注者の事業所等発注者が許可した場所

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(1) 履行スケジュール

ア キャッシュレス決済の導入 契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで

イ キャッシュレス決済の利用 令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

5 業務概要

(1) キャッシュレス決済導入及び運用のサポートの要件

① 受注者は、キャッシュレス決済を可能とするため、接触 IC カード、磁気カード、電子マネー、PIN 入力装置が一体となったキャッシュレス決済端末（以下「キャッシュレス決済端末」という。）の準備及び設置を行うこと。キャッシュレス決済端末の本体のほか、機器の設置のため必要な部品、周辺機器、付属品一式も提供すること。

② 受注者は、動作確認を十分行った上で引き渡し、「3 履行場所」の「(1) キャッシュレス決済の導入場所及び設置台数」に従い、設置を完了させること。詳細な設置場所や引き渡し場所は発注者と協議すること。なお、引き渡し完了するまでに発生する費用は、受注者の負担とする。

③ 受注者は、キャッシュレス決済の開始までに、キャッシュレス決済端末の操作説明会（決済処理、決済完了確認、イレギュラー対応など）を実施すること。説明会の実施回数や実施方法は、発注者と協議すること。

④ 受注者は、運用に必要な以下のマニュアルを提供すること。マニュアルは知識を持たなくても理解できる内容であること。A4 もしくは A3 用紙に印刷できる様式で、電子ファイル及び紙媒体で提出すること。

ア キャッシュレス決済機器の操作マニュアル

イ キャッシュレス決済機器のメニュー設定、利用明細書のレイアウトの設定、その他必要と考えられる設定に関するマニュアル

ウ 操作、データ集計、データダウンロードに関するマニュアル

エ 決済エラー時や、システム障害発生時等のトラブル発生時の対応方法に関するマニュアル

⑤ 受注者は、発注者もしくは発注者より業務を委託されている事業者からのキャッシュレス決済端末の操作に関する質問への受付ができる体制を整えること。堺市博物館の開館時間内（午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に対応できるものとする。

⑥ 施設の利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップや取り扱いブランドのアクセプタンスマーク等を用意すること。

⑦ キャッシュレス決済端末の紛失・盗難に備えて、適切な配慮がされていること。

(2) 指定納付受託業務

受注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者となり、納入義務者からの納付の委託を受けた歳入等を、発注者が指定する金融機関に振り込む。

① キャッシュレス決済により徴収した料金の指定納付受託者から発注者への納付は、毎月 1 回とする。毎月末日を締日とし、翌月末までに納付すること。毎月の納付日は発注者と協議の上、定めるものとする。

② 決済ブランド、クレジットカードの分割払い、リボルビング払い、その他納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず一括で振り込むこと。

③ 発注者の指定口座に振り込む際に必要な手数料については受注者が負担すること。

④ 発注者の指定口座への振込予定日の 1 週間前までに、当該歳入の納付の委託を受けた期間、合計件数、合計金額、納付年月日、委託された歳入の名称を記載した入金明細書を作成し、堺市に提出すること。

⑤ 受注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 5 第 2 項及び同施行規則第 12 条の 2 の 9 の規定に基づき、納入義務者から納付の委託を受けた時は、遅滞なく発注者に以下ア～エの事項を報告すること。受注者が提供する取引明細を確認できる管理サイト（以下「管理サイト」という。）を提供できる場合は、管理サイトへの反映を以って報告とする。

ア 報告の対象となった期間並びに当該期間において歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

- イ 決済手段、決済ブランドごとの件数・金額
 - ウ 委託された歳入が特定できる事項
 - エ 納入義務者から委託を受けた年月日
- ⑥ キャッシュレス決済による決済手数料（以下「決済手数料」という。）、その他キャッシュレス決済の実施により発生する料金については、別途発注者に請求を行うこと。発注者への納付金から相殺することは認めない。
- ⑦ 受注者は、発注者に指定納付受託者指定の申請を行うため次の書類を提出すること。
- ア 指定納付受託者の指定に関する申出書（発注者が作成するもの）
 - イ 登記事項証明書の写し
 - ウ 直近三期分（令和元年、2年、3年度）の決算公告または貸借対照表
 - エ 直近三期分（令和元年、2年、3年度）の損益計算書
 - オ 実施体制図
 - カ 他自治体との契約実績
 - キ コンプライアンスやポリシー、社員教育などが示された書類
 - ク 受注者がアクワイアラである場合は、各決済ブランド（イシュア）との契約関係が分かる書類（写し可）。また、決済代行業者と契約している場合は、その契約関係が分かる書類
- ⑧ 受注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 6 の規定に基づき、帳簿を管理すること。なお、発注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 6 第 2 項及び第 3 項、並びに同施行令第 12 条の 2 の 9 に基づき、この帳簿の報告及び立ち入り検査を求めることがある。

(3) 決済手数料の支払い

- ① 決済手数料は 3 月分の完了払いとし、3 月分の決済手数料を計算し、請求書を作成して発注者に請求を行うこと。
- ② 請求の際は、取扱金額、取扱件数、決済ブランドごとの決済手数料、その他契約に定める費用ごとの明細書を作成し、発注者に提出すること。
- ③ 決済手数料の額は、取扱金額（決済総額）に契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

6 キャッシュレス決済端末の要件

受注者が提供するキャッシュレス決済端末の要件は以下のとおりとする。

- (1) 導入する決済種別は以下のとおりとする。
 - ① クレジットカード 「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「AMEX」、「Diners」
 - ② コード決済 「PayPay」、「d 払い」、「楽天ペイ」、「auPAY」、「メルペイ」
- (2) (1) の決済手段の他にも、発注者が必要とした際は、電子マネーの決済にも対応できること。対応できる電子マネーブランドは以下のとおりとする。

- 「Kitaca」、「Suica」、「PASMO」、「TOICA」、「manaca」、「ICOCA」、「SUGOCA」、「nimoca」、「はやかけん」、「WAON」、「nanaco」、「楽天 Edy」、「QUICPay」、「iD」
- (3) クレジットカードは IC チップを差し込んで決済ができること。キャッシュレス決済端末にて PIN 入力が可能であること。提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。カード決済承認番号の即時取得が可能であること。
 - (4) コード決済は、利用者提示型による決済ができること。
 - (5) クレジットカードは PCIDSS の現行基準に準拠したクレジット情報非保持型の端末であること。
 - (6) カード情報や決済情報は暗号化した上でカード会社へ送信すること。
 - (7) カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS 認定を取得していること。
 - (8) 決済のエラーが起きた場合、キャッシュレス決済端末本体で確認できること。
 - (9) クレジットカード決済、コード決済はキャッシュレス決済端末上で取消処理ができること。電子マネーは対応できるブランドについて、キャッシュレス決済端末上で取消処理ができること。
 - (10) キャッシュレス決済端末上で取消処理を行った場合は、取り消したことが分かる明細書の発行ができること。
 - (11) キャッシュレス決済端末上でメニュー（以下「メニュー」という。）を設定できること。メニューには品名・金額が表示されること。複数のメニューを同一会計で処理することができること。メニュー数は 300 種類以上に対応できること。
 - (12) メニューの設定は、発注者において可能であること。メニューの設定は容易であること。
 - (13) キャッシュレス決済端末より、キャッシュレス決済により決済した旨記載されている利用明細書が発行可能であること。利用明細書には「領収書」等、金銭の領収があったと誤解されるような名称を用いない設定が可能であること。
 - (14) レシートロール紙の交換・補充等は簡便で、発注者にて随時可能であること。
 - (15) キャッシュレス決済及び POS 機能のため必要な通信は、端末に内蔵された SIM により通信可能であること。安定した通信が可能であること。通信用の SIM の提供はこの業務に含む。
 - (16) 決済日時、決済手段、対象料金の種類や名称、金額、件数等の各種データ（以下「決済データ」という。）の蓄積機能を備えていること。また、決済データを発注者が任意の時点で CSV 形式もしくは CSV への変換が容易な形式での出力が可能であること。
 - (17) 集計データの出力の際は、決済日の期間の指定が可能であること。
 - (18) レシートのほか、端末画面または管理サイトでも、決済承認済みの確認が決済種別・決済ブランドごとに可能であること。また、決済データは、レシート及び端末画面 または管理サイトで確認できること。
 - (19) 管理サイトで決済データを確認する場合、ID・パスワード その他のユーザー認証

によるログインが可能であること。データ暗号化、ウイルス感染対策等、不正アクセスの防止等のセキュリティ対策を行っていること。公金収納データの破損対策を講じていること。

- (20) 管理サイトで決済データを確認する場合、決済情報の管理・照会について、権限設定をできること。
- (21) 管理サイトで決済データを確認する場合、発注者の操作担当者、操作内容、時間などの操作履歴のログを取得し、履行期間中は削除しないこと。
- (22) 管理サイトの決済データを管理するサーバ等の機器類は、国内のデータセンターに設置されていること。
- (23) キャッシュレス決済端末及び、管理サイトには納入義務者の氏名、住所、カード番号などの個人を特定できる情報を保存しないこと。
- (24) 管理サイトにおける本サービス及びデータに関するフルバックアップを日次で行っていること。
- (25) 契約の解除の際には、以下のことに対応できること。
 - ① 受注者が保有する発注者に関連するすべてのデータ（情報資産等）を提出すること。（提出するデータのファイル形式等については、CSV 形式（テキスト等）などのシステムに依存しない形式とし、提出する前に発注者と協議のうえ決定）
 - ② 契約の解除の際には、データ及び保管媒体については、廃棄を行い、発注者へ廃棄証明書等を提出する。なお、廃棄時の発注者職員の立ち合いの有無などについては、別途協議を行うこと。
- (26) 機器故障時及びトラブル発生時の連絡先、対応フロー、標準的な復旧時間等を、あらかじめ発注者に提示すること。
- (27) 機器故障時及びトラブル発生時には迅速に対応すること。
- (28) 障害が発生し、又は不具合が発生した場合や、緊急に必要な予防保守等の定期メンテナンス日以外の緊急保守作業が必要となった場合は、直ちに発注者と調整し、実施日時、作業手順等を取り決めて速やかに保守作業を行うこと。
- (29) キャッシュレス決済機器のソフトウェアや管理サイト等のアップデート及び画面の構成変更等を行う場合には、1ヶ月前までに発注者に報告すること。アップデートに伴い、システム等の停止が発生する場合は、堺市博物館の開館日及び開館時間に配慮し、運営に支障を来すことがないように配慮すること。

7 業務予定数量

業務予定数量は以下のとおりとする。ただし、当該業務予定数量の発注を約束するものではない。なお、当該業務予定数量を超える数量の発注にも対応すること。

令和5年3月1日から令和5年3月31日までのキャッシュレス決済件数見込み
約 220 件

令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までのキャッシュレス決済金額見込み
約 72,000 円（うちクレジットカードの予定金額約 69,000 円、コード決済の予定金額約 3,000 円）

8 カード番号等の適切な管理

受注者は、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 35 条の 16 第 1 項第 3 号に基づき、カード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理のもと、注意をもって取り扱わなければならない。

9 セキュリティ対策

受注者は、管理業者との送受信について、外部からの不正アクセス対策等を施し、情報の漏洩、改ざん等を防止するとともに、ウイルス対策等も最新の状態に保つこと。不正アクセス等による本業務運用への支障や第三者への情報セキュリティ上の脅威とならないような対策を講じること。

10 その他

(1) 守秘義務の遵守及び個人情報管理の徹底

業務を遂行するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、業務終了後も課されるものであり、また、業務に従事する者が離職した場合も、同様に遵守させること。

(2) 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、他に開示してはならない。

(3) 本契約の実施にあたり、本仕様書に定めなき事項または疑義が発生した場合は、すみやかに発注者と協議を行い、作業を実施すること。

(4) 受注者は、別紙「暴力団等の排除について」を遵守しなければならない。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。